

ふるさとありだ相統定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、相続により貯金を受け取られた日から1年後の月末までにお預入れいただける個人のお客様のみ対象とし、相続により受け取られた貯金に限りお預入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金のお預入れおよびお支払いは、原則相続人の住所を統括する支所とします。

3. お預入れ限度額

預入資格のあるお客さまお一人につき100万円以上（1円単位）で、相続で受け取られた貯金の範囲内とします。相続で受け取られた貯金のみを対象とし、それ以外の貯金を合算して預入れることはできません。

4. お預入れ貯金種類および貯金者名義

- (1) 期間1年のスーパー定期（単利型）の証書式定期貯金とします。
- (2) 窓口でのお申し込みに関し、ATMでのお預入は適用外とします。
- (3) 相続人であるお客さまの名義に限ります。

5. 適用利率

- (1) お預入時に当組合が店頭に表示しているスーパー定期1年の基準利率に0.05%を上乗せした利率を約定利率とします。ただし、金利の上乗せは初回満期日までとします。
- (2) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合は、当初の約定利率の適用は行わず、お預入時のスーパー定期の店頭表示利率に基づく中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しを行います。

6. 満期時の取扱い

満期日までに継続を停止するお申出がない場合には、満期日に同じ預入期間で自動的に書替継続します（自動継続方式）。自動継続後の適用利率は、満期日当日の店頭表示金利の1年ものの金利とします。

7. その他

- (1) 本規定に定めのない事項については、別途交付または公表している貯金規定により取り扱います。
- (2) 相続により取得した金額、金融機関の相続手続完了時期等の確認ができる書類の提出により相続貯金であることを確認させていただきます。
- (3) 貯金保険制度の対象となっており、同保険制度の範囲内で保護されます。
- (4) 金融情勢によっては、取扱期間中に商品内容を変更もしくは取扱を中止する場合

があります。